

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月13日

【四半期会計期間】 第60期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 日本瓦斯株式会社

【英訳名】 NIPPON GAS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和田 眞 治

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号

【電話番号】 03-3553-1281 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理本部長 中山 雄 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号

【電話番号】 03-3553-1281 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理本部長 中山 雄 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第59期 第3四半期 連結累計期間 | 第60期 第3四半期 連結累計期間 | 第59期 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日 | 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日 | 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 81,096 | 84,929 | 117,070 |
| 経常利益 (百万円) | 3,594 | 3,929 | 8,189 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 1,847 | 2,676 | 3,774 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 2,036 | 2,961 | 5,221 |
| 純資産額 (百万円) | 49,831 | 43,551 | 53,016 |
| 総資産額 (百万円) | 120,685 | 121,206 | 124,958 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円) | 38.18 | 61.71 | 78.01 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円) | | | |
| 自己資本比率 (%) | 31.3 | 26.6 | 32.2 |

| 回次 | 第59期 第3四半期 連結会計期間 | 第60期 第3四半期 連結会計期間 |
|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 会計期間 | 自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日 | 自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 14.36 | 14.97 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間における経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

(当社を株式交換完全親会社とする株式交換による連結子会社株式の取得)

当社と東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社、及び北日本ガス株式会社の子会社4社は、平成25年12月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、子会社4社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日、株式交換契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1. 四半期財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

国内のエネルギー業界を取り巻く環境は急激に大きく変化し始めております。電力業界においては、約60年間の地域独占を前提としてきた市場の仕組みに大きな変化をもたらす改正電気事業法が成立し、2016年の電力小売の完全自由化が決定されました。ガス業界においても、経済産業省主導のもとにガスシステム改革の委員会が設けられ、2013年11月から都市ガス小売の完全自由化を含めた制度改革の議論が開始されております。エネルギーの自由化議論は、総合エネルギー企業群の育成に向けて、急激に規制緩和の方向に進んでおり、今後は、電力、ガス、情報、水等パッケージ型事業の構築に向け業界の垣根を越えた合従連衡が起こり、従前のしがらみを越えた業界再編に向けて大きく資本政策が動くことが予想されます。

このような環境の大きな変化を踏まえ、当社グループは、2013年12月に、様々な資本連携が適時必要なスピード感をもって打てるよう、都市ガス連結子会社4社の完全子会社化を決定いたしました。また、2014年1月16日付で、アクアクララレモンガスホールディングス(株)と電気、ガス関連事業及び水宅配事業、情報事業のパッケージ化に関し事業統合も視野に入れた業務提携についての協議を開始する事に合意いたしました。当社グループは小売分野に特化した総合エネルギー企業への発展を目指して、今後もスピード感を緩めることなく対応してまいります。

また、エネルギー自由化後の市場でニチガスグループの戦略の核となるクラウドとモバイルデバイスの連携による新業務システム「雲の宇宙船」につきましても、販売に向けた実証試験が最終段階に入っており、当該実証試験完了後KDDI(株)、日立キャピタル(株)との共同出資により設立した「(株)雲の宇宙船」を通じ、同システムを全国で販売開始する予定です。

海外での事業展開につきましては、米国にてすでに経営参加している米国の持株会社（Strategic Power Holdings LLC）傘下の電力小売会社（Entrust Energy, Inc.）が順調にお客様数を伸ばし、当第3四半期連結会計期間末現在のお客様数は54千戸となり、資金収支分岐点の目安である60千戸が目前となっております。豪州におきましては、商業・産業用顧客向けに省電力マネジメントを提供する会社（COzero Holdings Limited）へ資本・経営参加を行い、自由化後の国内エネルギー市場で極めて重要な事業領域となる小売分野での省エネに関する事業ノウハウを蓄積しております。なお、豪州の市場環境に不透明感が増したことから、経営参加しておりました電力小売会社（Australian Power and Gas Company Limited）の保有全株式を、豪州電力事業大手（AGL Energy Limited）による株式公開買付提案を受諾して売却し、売却益を計上しております。

海外事業では、エネルギー小売自由化の進む米国及び豪州の投資先から得られる知見を、今後日本国内で予定されているエネルギー小売自由化に対応する戦術に活かすとともに、当社グループの持つ事業ノウハウと資金を海外の投資先に投下し、顧客基盤の拡大を進め、将来の収益基盤の拡充を図ってまいります。なお、当社グループは、国際的な金融機関JPモルガンの投資部門であるOEPとの資本業務提携契約に基づき、OEPと戦略的投資委員会を開催し、共同投資に関しての検討を行っております。

当第3四半期連結累計期間の売上高につきましては、ガス販売量は、気温・水温が前年同四半期に比べ高く推移した影響を受けて前年同四半期に比べ微増でありましたが、販売価格が原料費調整制度等により高く推移いたしましたため、849億2千9百万円（前年同四半期比4.7%増）となりました。なお、当第3四半期連結会計期間末の当社グループのお客様数は、順調に増加し、前連結会計年度末に比べ28千戸増の1,057千戸となりました。

利益面につきましては、原料価格が前年同四半期に比べ高く推移し、売上原価は増加いたしました。新物流・業務システムの運用による業務全般に及ぶ抜本的改革によるコスト削減が奏功し、営業利益は37億9千9百万円（前年同四半期比8.2%増）、経常利益は39億2千9百万円（同9.3%増）、第3四半期純利益は、連結子会社株式の追加取得による負ののれん発生益の計上等があり26億7千6百万円（同44.9%増）となりました。

なお、当社グループの事業は、季節性著しいガス事業の占めるウェイトが高く、売上高及び利益の計上は、下期に偏る傾向にあります。

当第3四半期連結累計期間のセグメント別の概況は次のとおりであります。

[LPガス事業]

LPガス事業におきましては、高く推移した気温・水温の影響を受けましたが、お客様数の順調な増加により、ガス販売量が前年同四半期に比べ若干の増加となりましたことに加え、販売価格が原料価格の低下に伴い値下げを実施した前年同四半期に比べて高く推移したこと等により、当第3四半期連結累計期間の売上高は、495億4千8百万円と前年同四半期に比べ17億4千3百万円（前年同四半期比3.6%増）の増収となり、セグメント利益（営業利益）は、25億8百万円と前年同四半期に比べ1億1千2百万円（同4.7%増）の増益となりました。

[都市ガス事業]

都市ガス事業におきましては、民生用ガス販売量は、気温・水温の影響により前年同四半期に比べ減少いたしましたが、業務用ガス販売量が空調需要の伸びにより増加したことに加え、販売価格が原料費調整制度により前年同四半期に比べ高く推移いたしましたため、当第3四半期連結累計期間の売上高は、353億8千万円と前年同四半期に比べ20億8千9百万円（前年同四半期比6.3%増）の増収となり、セグメント利益（営業利益）は、12億7千6百万円と前年同四半期に比べ1億7千2百万円（同15.6%増）の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ37億5千2百万円減少し、1,212億6百万円となりました。これは主に、現金及び預金が減少したこと並びに係会社株式の売却により投資その他の資産が減少したこと等によるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ57億1千3百万円増加し、776億5千5百万円となりました。これは主に、未払法人税等の減少と短期借入金の増加を反映したものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ94億6千5百万円減少し、435億5千1百万円となりました。これは主に、自己株式の増加（株主資本の減少）を反映したものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ5.6ポイント低下し、26.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本方針

当社グループが企業価値を維持・向上するためには、当社の供給エリアである関東一円の一般家庭に、安全且つ安定的に、より安価にガス体エネルギーを供給し続けるとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することが不可欠であると考えております。そのためには、消費者の生活を支えるライフライン・社会資本ともいふべき、ガス本支管等の既存設備の経年管理に、積極的且つ創造的な再投資に努めて参るとともに、緊急災害時に対応する基幹設計の更なる充実と、新たな供給システムの開発に積極的に取り組むなど、長期的な観点から財務及び事業の方針を決定し、消費者・地域社会をはじめとするステークホルダーズとの信頼関係を構築していかなければなりません。当社取締役会は、このような長期的な観点から当社の財務及び事業の方針を決定することを嫌い、当社がこれまで築き上げてきた地域社会や使用人、協力会社、金融機関等ステークホルダーズとの信頼関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式買付行為を行う者について、当社の方針の決定を支配する者として、適切ではないと考えております。

2. 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして、平成18年2月9日開催の取締役会により、企業価値向上プランを導入した後、平成18年6月9日、平成19年6月12日、平成21年6月8日に一部改正をし、平成23年6月29日開催の第57回定時株主総会において継続の承認を得ております。その概要は、以下の通りであります。同プランの全文は当社ホームページにおいて閲覧することができます。

(<http://www.nichigas.co.jp/ir/pdf/torikumi.pdf>)

・「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」の策定

当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念（日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～）を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様業績評価をして頂くことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、当社グループの現在の状況を踏まえ、次のとおりグループ経営理念を策定します。

地域社会に対する貢献

企業の持続的成長を目指す

人的資源の尊重

・経営評価委員会の設置

当社は、上記経営理念の公表と合わせて、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みについて、外部から客観的な意見を求めてガバナンス機能を強化するため、当社取締役会から独立した外部有識者をメンバーとする経営評価委員会を設置しました。現在委員には、井手秀樹慶應義塾大学商学部教授を委員長として、山田剛志成城大学大学院法学研究科教授、能勢元東京フィナンシャル会計事務所代表が就任しております。

企業価値向上プランの導入

1. 企業価値向上プラン導入の目的-企業価値・株主共同の利益の維持・向上

当社取締役会は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案（以下、単に「買付提案」といいます。）又は買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当するか否かを判断するためのルール（以下、「企業価値向上プラン」といいます。）を策定し、企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当すると判断した場合には、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上という目的のために、対抗措置として取得条項付新株予約権の無償割当てを行うことといたしました。

2. 当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針

（企業価値向上プランの内容）

(1) 企業価値向上プランの対象となる買付者

企業価値向上プランの対象となる買付者は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案又は買付行為を行おうとする者（以下、「買付者」といいます。）です。

(2) 必要情報提供手続

買付者には、当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券保有割合が20%以上となる買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う前に、当社取締役会に対して、買付提案を行っていただきます。当社取締役会は、買付者の買付提案が具体的に当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものではないかを判断するために、買付者からの買付提案を受けた後、5営業日以内に、必要情報の提供を要請します。買付者から十分な情報提供がなされた場合又は複数回にわたる情報要請にかかわらず買付者から十分な情報提供がなされなかった場合、当社取締役会は受領した情報を、直ちに独立の外部専門家3名により構成され、別に設置される経営評価委員会に上程します。

(3) 経営評価委員会及び取締役会による検討手続

当社取締役会から必要情報の上程を受けた経営評価委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、買付提案の検討・分析を行い、当社取締役会が買付者から受領した必要情報の上程を受けてから60営業日以内（但し、経営評価委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとします。）に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の要否について勧告します。

(4) 経営評価委員会による検討・分析事項

経営評価委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には、対抗措置の不発動を勧告します。

買付者が当社取締役会より複数回にわたる情報提供の要請を受けたにもかかわらず、株主が当社株式を買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報を提供しない場合であり、且つ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる。

濫用的買収者である(以下のいずれかに該当すること)

- () 買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている（いわゆるグリーンメイラーである）ことが客観的かつ合理的に認められる。
- () 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者や、そのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。
- () 買付者が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。
- () 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている場合等、当社を食い物にしようとしていることが客観的且つ合理的に認められる。

()買付者が、二段階での強圧的な買付(最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に(あるいは明確にしないうで)設定するような行為のことをいい、最初の買付行為に応じなければ不利益を被るような状況を作り出し、株主の皆様売り急がせる買付手法のことをいいます。)を予定して、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的且つ合理的に認められる。

買付後の経営計画又は事業計画が著しく不合理であり、買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

(現経営陣の経営計画又は事業計画が、経営評価委員会に上程された場合で)買付後の経営計画又は事業計画が、現経営陣の経営計画又は事業計画(買付者による買付提案に対する代替案を含みます。)と比較して、明白に劣っており、買付者による、買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

(5)経営評価委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、経営評価委員会の勧告を受け、対抗措置発動の要否を決定します。その判断の際には、経営評価委員会による勧告を最大限尊重いたします。

(6)取締役会の検討内容の開示

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議をした場合、速やかに、当該決議をした旨及びその理由を開示いたします。また、対抗措置を発動しない旨の決議をした場合でも、買付提案が当社取締役会の経営計画又は事業計画(買付者による買付提案に対する代替案を含みます。)に劣り、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に反すると判断した場合には、その旨の意見表明を行い、当社取締役会の経営計画又は事業計画(買付者による買付提案に対する代替案を含みます。)を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

3. 対抗措置の内容

対抗措置として割当てられる取得条項付新株予約権の概要は、以下の通りです。

(1)新株予約権の割当対象となる株主及びその条件

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした後に開催される取締役会の決議で、決定される割当期日(以下、「割当期日」といいます。)時点における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

(2)取得条項

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において、決定される取得条項成就日が到来することを条件として、当社はこの新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式3株を限度として交付する。

(3)取得条件

買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属するものが、新株予約権の割当を受けた場合には、当該新株予約権者である買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者から、その保有する新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式を交付することを行わない。

3. 基本方針実現のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記取組みのうち、「『日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～』の策定」及び「経営評価委員会の設置」については、当社事業の特性に基づいて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上することを直接の目的として行われるものであるから、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではない。また、「企業価値向上プランの導入」につきましても、以下の理由から、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しており、平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しております。

(2)株主意思を重視するものであること

本ルールは、平成18年6月29日開催の第52回定時株主総会において、定款変更議案及び本プランの継続をご了承いただいたことによって、株主の皆様のご信任を得ております。また、今後、取締役選任議案(企業価値向上プランの継続を支持する取締役の選任をお諮りします。)として、株主の皆様のご意思を反映させていくことを予定しております。

(3)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

経営評価委員会は、有事にも当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については、当社ホームページにおいて株主の皆様にご開示されており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4)合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的且つ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、今後も株主総会において、取締役選任議案を通じて株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しておりますので、株主総会決議により廃止できない又は時間を要する、いわゆるデットハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではございません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、16百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 179,846,100 |
| 計 | 179,846,100 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|-----------------------------|------------------------------------|------------------|
| 普通株式 | 48,561,525 | 48,561,525 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 48,561,525 | 48,561,525 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成25年12月31日 | | 48,561,525 | | 7,070 | | 5,197 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|----------|----------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 (自己保有株式) 8,969,400 (相互保有株式) 309,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 39,245,900 | 392,459 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 37,225 | | 1単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 48,561,525 | | |
| 総株主の議決権 | | 392,459 | |

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 日本瓦斯株 | 東京都中央区八丁堀2-10 -7 | 8,969,400 | 0 | 8,969,400 | 18.47 |
| (相互保有株式) 日本瓦斯運輸整備株 | 東京都西東京市芝久保町 1-23-1 | 309,000 | 0 | 309,000 | 0.63 |
| 計 | | 9,278,400 | 0 | 9,278,400 | 19.10 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協立監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 14,914 | 11,216 |
| 受取手形及び売掛金 | ² 7,836 | ² 9,244 |
| 商品及び製品 | 6,063 | 7,037 |
| 仕掛品 | 22 | 27 |
| 原材料及び貯蔵品 | 88 | 93 |
| 繰延税金資産 | 712 | 498 |
| その他 | 922 | 1,560 |
| 貸倒引当金 | 124 | 140 |
| 流動資産合計 | 30,435 | 29,538 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 7,930 | 7,532 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 38,189 | 37,130 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 431 | 396 |
| 土地 | 21,365 | 21,671 |
| リース資産(純額) | 1,388 | 2,062 |
| 建設仮勘定 | 441 | 673 |
| 有形固定資産合計 | 69,746 | 69,466 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 6,707 | 6,119 |
| その他 | 897 | 1,245 |
| 無形固定資産合計 | 7,605 | 7,365 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 10,321 | 8,423 |
| その他 | 7,733 | 7,299 |
| 貸倒引当金 | 939 | 935 |
| 投資その他の資産合計 | 17,115 | 14,787 |
| 固定資産合計 | 94,466 | 91,618 |
| 繰延資産 | 56 | 50 |
| 資産合計 | 124,958 | 121,206 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | ² 14,318 | ² 14,412 |
| 短期借入金 | 7,974 | 16,466 |
| 未払法人税等 | 2,456 | 610 |
| 賞与引当金 | 425 | 149 |
| その他 | 4,490 | 4,938 |
| 流動負債合計 | 29,665 | 36,576 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 36,670 | 35,237 |
| 退職給付引当金 | 2,133 | 2,167 |
| 役員退職慰労引当金 | 981 | 977 |
| ガスホルダー修繕引当金 | 213 | 260 |
| その他 | 2,277 | 2,436 |
| 固定負債合計 | 42,276 | 41,078 |
| 負債合計 | 71,942 | 77,655 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 7,070 | 7,070 |
| 資本剰余金 | 5,198 | 5,198 |
| 利益剰余金 | 27,130 | 29,240 |
| 自己株式 | 61 | 10,301 |
| 株主資本合計 | 39,337 | 31,206 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 923 | 1,024 |
| その他の包括利益累計額合計 | 923 | 1,024 |
| 少数株主持分 | 12,755 | 11,319 |
| 純資産合計 | 53,016 | 43,551 |
| 負債純資産合計 | 124,958 | 121,206 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 81,096 | 84,929 |
| 売上原価 | 48,231 | 52,336 |
| 売上総利益 | 32,865 | 32,593 |
| 販売費及び一般管理費 | 29,354 | 28,793 |
| 営業利益 | 3,510 | 3,799 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 94 | 250 |
| 受取配当金 | 95 | 84 |
| 為替差益 | 232 | 0 |
| 不動産賃貸料 | 32 | 33 |
| 持分法による投資利益 | 24 | 30 |
| 保険配当金 | 11 | 25 |
| その他 | 139 | 147 |
| 営業外収益合計 | 630 | 572 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 460 | 409 |
| その他 | 85 | 31 |
| 営業外費用合計 | 546 | 441 |
| 経常利益 | 3,594 | 3,929 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 16 | 18 |
| 投資有価証券売却益 | - | 92 |
| 関係会社株式売却益 | - | 234 |
| 負ののれん発生益 | 8 | 550 |
| その他 | 0 | - |
| 特別利益合計 | 24 | 895 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 3 | 7 |
| 固定資産除却損 | 73 | 82 |
| 投資有価証券評価損 | 0 | 103 |
| その他 | 6 | - |
| 特別損失合計 | 83 | 193 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 3,535 | 4,631 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,412 | 1,572 |
| 法人税等調整額 | 128 | 201 |
| 法人税等合計 | 1,541 | 1,774 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 1,994 | 2,857 |
| 少数株主利益 | 147 | 180 |
| 四半期純利益 | 1,847 | 2,676 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 1,994 | 2,857 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 42 | 103 |
| その他の包括利益合計 | 42 | 103 |
| 四半期包括利益 | 2,036 | 2,961 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 1,891 | 2,778 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 145 | 182 |

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

当社と東彩ガス株式会社（以下「東彩ガス」といいます。）、東日本ガス株式会社（以下「東日本ガス」といいます。）、新日本瓦斯株式会社（以下「新日本ガス」といいます。）、及び北日本ガス株式会社（以下「北日本ガス」といい、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス及び北日本ガスを総称して「子会社4社」といいます。）は、平成25年12月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、子会社4社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、株式交換契約を締結いたしました。

1. 株式交換による完全子会社化の目的

エネルギー業界におきましては、2016年の電力小売の全面自由化が決定され、これに合わせるように都市ガス小売の自由化議論が始まっております。今後、規制によって細分化されたエネルギー業界が、自由化とともに集約化に向かう事業環境において、様々な資本連携が適時必要なスピード感を持って打てるよう、都市ガス子会社4社の完全子会社化を決定いたしました。これによって、グループで遅れていた都市ガス領域での意識改革と構造改革を急ぎ、2年後の自由化に対応するとともに、企業価値創出のための積極的な資本政策を実施したいと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

| | |
|----------------------|-------------------|
| 取締役会決議日 | 平成25年12月20日（金） |
| 本株式交換契約締結日 | 平成25年12月20日（金） |
| 株主総会基準日公告日 | 平成25年12月24日（火） |
| 株主総会基準日 | 平成26年1月8日（水） |
| 株主総会決議日（東彩ガス） | 平成26年2月12日（水） |
| 株主総会決議日（東日本ガス） | 平成26年2月13日（木） |
| 株主総会決議日（新日本ガス・北日本ガス） | 平成26年2月14日（金）（予定） |
| 整理銘柄指定日（東日本ガス） | 平成26年2月14日（金）（予定） |
| 整理銘柄指定日（新日本ガス） | 平成26年2月17日（月）（予定） |
| 最終売買日（東日本ガス・新日本ガス） | 平成26年3月3日（月）（予定） |
| 上場廃止日（東日本ガス・新日本ガス） | 平成26年3月4日（火）（予定） |
| 本効力発生日 | 平成26年3月7日（金）（予定） |

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、子会社4社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会決議による承認を受けずに、本株式交換を行う予定であり、子会社4社については、それぞれの臨時株主総会の承認を受けたうえで、平成26年3月7日を本効力発生日とする予定です。なお、東彩ガスについては平成26年2月12日、東日本ガスについては平成26年2月13日開催の臨時株主総会の決議による承認を受けており、新日本ガス及び北日本ガスについては平成26年2月14日にそれぞれ開催する臨時株主総会の決議による承認を受ける予定であります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

株式の割当比率

| | 当社 | 東彩ガス | 東日本ガス | 新日本ガス | 北日本ガス |
|--------------|----|------|-------|-------|-------|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 2.80 | 0.34 | 0.40 | 1.86 |

本株式交換により交付する当社の株数

普通株式 4,685,886株 (予定)

交付する当社の普通株式には、全て当社が保有する自己株式を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行する予定はありません。

(4) 株式交換比率の算定方法

当社及び子会社 4 社は、株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率算定を依頼することとし、当社は S M B C 日興証券株式会社 (以下「 S M B C 日興証券」といいます。) を、東彩ガス及び東日本ガスは東京共同会計事務所 (以下「東京共同会計」といいます。) を、新日本ガスは株式会社 A G S コンサルティング (以下「 A G S」といいます。) を、北日本ガスは株式会社中央総合ビジネスコンサルティング (以下「中央総合」といいます。) を、株式交換比率算定に関する第三者機関としてそれぞれ選定いたしました。

当社は、 S M B C 日興証券から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、当社において当社及び子会社 4 社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ子会社 4 社と個別に交渉・協議を行いました。

他方、東彩ガスは、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、東彩ガスにおいて東彩ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と交渉・協議を行いました。

東日本ガスは、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、東日本ガスにおいて東日本ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と交渉・協議を行いました。

新日本ガスは、 A G S から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、新日本ガスにおいて新日本ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と交渉・協議を行いました。

北日本ガスは、中央総合から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、北日本ガスにおいて北日本ガス及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ当社と交渉・協議を行いました。

その結果、上記 (3) に記載の株式交換比率で合意いたしました。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|
| 従業員(住宅資金) | 10百万円 | 9百万円 |

- 2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------------|
| 受取手形 | 83百万円 | 66百万円 |
| 支払手形 | 302百万円 | 286百万円 |

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当社グループの売上高及び利益面におきましては、性質上季節的変動が著しいガス事業の占めるウェイトが高いために、下期に偏る傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|---------|--|--|
| 減価償却費 | 6,714百万円 | 6,654百万円 |
| のれんの償却額 | 780 | 803 |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|-------|
| 平成24年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 315 | 6.50 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 | 利益剰余金 |
| 平成24年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 315 | 6.50 | 平成24年9月30日 | 平成24年11月19日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|-------|
| 平成25年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 315 | 6.50 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 | 利益剰余金 |
| 平成25年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 257 | 6.50 | 平成25年9月30日 | 平成25年11月19日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年3月8日付及び平成25年8月12日付の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

1. 平成25年3月8日付の取締役会決議による取得

当社は、平成25年3月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のように取得いたしました。

(1) 取得理由

経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元のため。

(2) 取得に係る事項

| | |
|---------|------------|
| 取得株式の種類 | 普通株式 |
| 取得株式数 | 1,737,072株 |
| 取得価格 | 1株につき989円 |
| 取得価額総額 | 17億1千7百万円 |
| 取得方法 | 公開買付け |
| 決済の開始日 | 平成25年5月8日 |

2.平成25年8月12日付の取締役会決議による取得

当社は、平成25年8月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、当該決議に基づき以下のとおり自己株式の取得を実施いたしました。

(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2 取得の方法

平成25年8月12日の終値1,179円で、平成25年8月13日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。）。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3 取得の内容

| | |
|---------|----------------|
| 取得株式の種類 | 普通株式 |
| 取得株式数 | 7,500,000株（上限） |
| 取得価額総額 | 88億4千2百万円（上限） |

(2) その他

上記自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）の結果、当社普通株式7,227,100株（85億2千万円）を取得いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | 合計 | 調整額 (注1) | 四半期連結損益 計算書計上額 (注2) |
|-----------------------|----------|--------|--------|-------------|---------------------------|
| | L P ガス事業 | 都市ガス事業 | | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 47,805 | 33,291 | 81,096 | | 81,096 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 5,849 | 7 | 5,857 | 5,857 | |
| 計 | 53,655 | 33,298 | 86,953 | 5,857 | 81,096 |
| セグメント利益 | 2,396 | 1,104 | 3,501 | 9 | 3,510 |

- (注) 1. セグメント利益の調整額9百万円には、セグメント間取引の消去等が含まれております。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | 合計 | 調整額 (注1) | 四半期連結損益 計算書計上額 (注2) |
|-----------------------|----------|--------|--------|-------------|---------------------------|
| | L P ガス事業 | 都市ガス事業 | | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 49,548 | 35,380 | 84,929 | | 84,929 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 6,269 | 2 | 6,271 | 6,271 | |
| 計 | 55,818 | 35,383 | 91,201 | 6,271 | 84,929 |
| セグメント利益 | 2,508 | 1,276 | 3,785 | 13 | 3,799 |

- (注) 1. セグメント利益の調整額13百万円には、セグメント間取引の消去等が含まれております。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

当社の子会社株式の追加取得並びに当社の連結子会社である新日本瓦斯株式会社の自己株式の取得に伴い、負ののれん発生益550百万円を特別利益に計上しております。

なお、当社グループの報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であるため、各報告セグメントには配分していません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|----------------------|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 38円18銭 | 61円71銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 1,847 | 2,676 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 1,847 | 2,676 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 48,385 | 43,376 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第60期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)中間配当について、平成25年10月31日開催の取締役会において、平成25年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額・・・・・・・・・・257百万円

1株当たりの金額・・・・・・・・・・6円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成25年11月19日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

日本瓦斯株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 作 花 弘 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本瓦斯株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。